

◆ 地籍調査の流れ

地籍調査に要する時間は、一調査地区あたりおおむね5年ほどかかります。(ただし、調査面積その他の状況によって1年程度短縮される場合があります)

- ①登記簿や公図などの資料により、調査実施地区における一筆ごとの土地の事前調査を行います。その後、土地所有者を対象とした説明会を現場立会いの約1か月前に開催します。(1～2年目)



- ②土地所有者の立会いのもと、現地で土地の境界、所有者、地番、地目の調査を実施します。(2年目)



※所有者は必ず立会ってください。立会わないと「筆界未定」という処理がなされ、後日トラブルが起こることがあります。

- ③確認した境界に基づき、一筆ごとの測量を行います。(2年目)



- ④現地調査と測量の結果をまとめ、地籍簿と地籍図を作成します。(3年目)



- ⑤地籍調査の成果を閲覧して、土地所有者に確認していただきます。(4年目)



- ⑥地籍調査の成果を国や県へ認証手続きを行い、登記所へ送付された後、登記簿の修正や地図の更新が行われます。(5年目)



◆ 筆界未定とは

現地調査に立会わなかったり、隣接土地所有者との話し合いがつかず境界が決定しなかった場合、『筆界未定』として処理され、調査と測量を除外します。その後、筆界未定になった土地の境界を確定しようとした場合、自分たちの費用で測量士に依頼し登記をすることになり、高額な費用と大変な手間がかかることになります。

筆界未定となった土地では、地目の変更や分割の手続きができなくなり、土地取引や抵当権の設定が大変困難になるなど、さまざまな不便が生じます。境界の確認は隣接土地所有者としっかり話し合い、必ず決めていただくことをおすすめします。

◆ 平成27年度に地籍調査を実施する地域

清住町、弥生町、大池町、美笠通2、美笠通3、瓢町、友楽町の全域(事業面積:約0.2平方キロメートル)

資料収集など事前調査を1年間行い、平成28年度に土地所有者への説明会、現地立会い、測量を実施する予定です。

【問 合 先】建設課 ☎388-1117



平成27年度に地籍調査を実施する地域